

業務規程

第1章 総則

(会議の名称)

第1条 この団体は、飲用牛乳のコスト指標作成推進会議（以下「会議」という。）という。

(事務所)

第2条 会議の所在地は代表が所属する団体の所在地等に定める。

(会議の目的)

第3条 会議は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第42条第1項に基づく指標作成等業務を行い、もって飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。以下同じ。）の持続的な供給の実現に寄与することを目的とする。

(業務の内容)

第4条 会議は、次に掲げる業務を行う。

- 一 飲用牛乳の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（以下「コスト指標」という。）の作成及びコスト指標の作成に資する資料の収集並びにコスト指標の公表
- 二 飲用牛乳の持続的な供給の必要性及びコスト指標に対する一般消費者その他の関係者の理解の増進に資するために必要な情報の提供
- 三 これらに付随する業務

第2章 実施体制・会員

(会員)

第5条 生乳の生産及び流通、並びに飲用牛乳の製造、販売及び消費の各段階を代表すると認められる団体は、申請に基づき会議の会員となることができる。

2 前項に規定する団体以外の者は、会員の推薦を受けて会員となることができる。

3 新規会員の入会は会議における審議事項とし、通常の会議の議決方法に則り入会を認める。

4 団体である会員は、それぞれ会議に出席する個人1名を予め出席者として指定するとともに会議に通知する。

5 会員は、申請に基づき会議から退会することができる。

6 会員の一覧は下記のとおりとする。

一般社団法人Jミルク

一般社団法人中央酪農会議

一般社団法人日本乳業協会

一般社団法人全国スーパーマーケット協会

一般社団法人日本スーパーマーケット協会

第3章 役員等

(代表の選任)

第6条 会議には、代表1名を置く。

2 代表は会議の出席者の互選により選任する。

3 代表は、この会議を代表し会議の業務を統括するとともに、会議の会計を管理する。

4 代表の任期は選任から2年を経過した日の属する会議年度までとし、再任は妨げないものとする。

第4章 会議

(会議の開催)

第7条 会議は、次に掲げる場合に開催する。

一 代表が必要と認めたとき。

二 会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面（電磁的なものを含む。以下同じ。）により請求があったとき。

三 会員が会議の業務に係る不正な事実を発見し、報告するために請求したとき。

2 前項第二号及び第三号の規定により請求があったときは、代表は、その請求があった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。ただし、諸般の事由があると認められる場合はこの限りでない。

4 会議はウェブやメールを用いた会議その他の出席者が一同に会すると同等の相互に十分な議論を行うことができる方法により開催することができる。

(有識者等の招致)

第8条 会員は、代表の許可を得て、会議に有識者等を参加させ、意見を述べさせることが

できる。

(審議事項)

第9条 この規程において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は会議における審議事項とする。

- 一 コスト指標の作成、改定及び公表に関すること
- 二 コスト指標の作成に必要な資料の収集に関すること
- 三 飲用牛乳の持続的な供給の必要性及びコスト指標に対する関係者の理解増進に資する情報提供に関すること
- 四 会議の運営に係る費用の徴収に関すること
- 五 会議に係る各種規程の制定及び改廃に関すること
- 六 その他会議の運営に関する重要な事項

(会議の議決方法等)

第10条 会議は、会員現在数の過半の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 会議においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された審議事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 会議の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。
- 4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを会員全員に配付するものとする。

(議事録の作成)

第11条 会議の議事については、議事録を作成する。

(秘密保持義務)

第12条 会議の出席者その他の会議の業務に関与する者又はこれらの者であった者は、会議の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5章 事務及び会計

(書類及び帳簿の備付け)

第13条 会議は、第2条の事務所に、次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

なお、電磁的記録での備え付けに代えることができる。

- 一 会議の各種規程
- 二 会員の一覧を記載した書類
- 三 会議実施に係る証拠書類
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(会議年度)

第14条 会議は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(費用負担)

第15条 本会議体は、可能な限り費用負担が発生しないよう運営するものとする。

- 2 会議出席に係る旅費その他の費用は、出席する者の所属団体が負担することを原則とし、有識者等の参加においても同様とする。
- 3 会議に必要なその他の費用が発生する場合には、別紙の費用規程により、会員から都度必要に応じて徴収するものとする。

付則

(施行日)

第1条 この規程は、令和7年12月23日から施行する。

(会議の立ち上げ)

第2条 会議は、下記の団体を会員として立ち上げるものとする。

- 一般社団法人Jミルク
- 一般社団法人中央酪農会議
- 一般社団法人日本乳業協会
- 一般社団法人全国スーパーマーケット協会
- 一般社団法人日本スーパーマーケット協会
- 日本チェーンストア協会

沿革

- 令和7年12月23日 施行
- 令和8年1月21日 一部改訂
- 令和8年3月26日 一部改訂
- 令和8年10月2日 一部改訂

別紙 費用規程

（目的）

第1条 この規程は、飲用牛乳のコスト指標作成推進会議（以下「会議」という。）の業務規程第15条に基づき、費用の納入に関する事項を定める。

（費用の額）

第2条 会議の業務に必要な費用は、会議の議決により額を定め、会員が納付することとする。

（費用の納付）

第3条 費用は、代表からの請求に基づき、代表が指定した期日までに指定した方法で納付するものとする。

（費用の返還）

第4条 会員が既に納入した費用は、返還しないものとする。

（支払義務）

第5条 会員が退会した場合であっても、費用の支払義務は消滅しないものとする。

付則

沿革 令和7年12月23日 施行

令和8年1月21日 一部改訂